

NPO 等との協働事例集

1 被保護者自立促進事業	新宿らいふさぽーとプラン	1
2 地域生活安定促進事業	訪問サポート	8
3 拠点相談事業	とまりぎ	14
4 自立支援ホーム		18
5 宿泊所等入所者相談援助事業		20

平成 22 年 4 月

新宿区福祉事務所

新宿区福祉事務所の保護の概況 平成21年12月現在

被保護人員	8,298 世帯	構成比率	保護率 26.1%
被保護世帯数	7,259 世帯		23区中6位
高齢者世帯	3,567 世帯	49%	(特徴)単身者世帯が占める割合が高く、元ホームレスや地方出身者が多いと考えられ、地域社会とのつながりが希薄な者が多い。
障害者世帯	695 世帯	10%	
傷病者世帯	1,888 世帯	26%	
母子世帯	252 世帯	3%	
その他	857 世帯	12%	

新宿区被保護者自立促進事業



「新宿らいふさぽーとプラン」とは、

新宿区の生活保護受給者の自立支援を目的とした各種講座や生活相談等の実施を NPO 法人への事業委託により実施しています。東京都が実施する被保護者自立促進事業の特別事業として、東京都の補助を受け、実施しています。事業開始は、平成 17 年 9 月。

○ 被保護者自立促進事業

東京都が平成 17 年度に創設した事業で被保護世帯を対象に就労支援、社会参加活動支援、地域生活移行支援、健康増進支援、次世代育成支援など、自立支援に要する経費の一部を支給することによって、その自立の促進を図ることを目的としています。

○ 事業委託の概要

利用者の受付、スタッフの雇用、実施会場及び事務室の借上げ、器材、物品等の配置まで事業運営のほとんどを委託しています。平成 21 年度の委託先は、NPO 「新宿ホームレス支援機構」。ただし、この事業における運営団体としては、利用者が親しみを持てるよう「新宿生活さぽーとセンター」という名称を使用しています。実施会場は、この NPO が借上げる一般のマンションです。各種講座の実施会場及び事務室（約 50 m²）、パソコン教室の実施会場（約 40 m²）、小中学生に対する各種講座の実施会場（約 60 m²）の 3 室を使用しています。

平成 22 年度の事業予算額は、約 2,800 万円 補助率 10/10

支援の概要

居宅生活をしている方を対象とした支援（名称 新宿らいふさぽーとプラン）

1 目的

生活保護受給者の「地域生活に必要とされる基本的な生活習慣の習得」を目的とし、それぞれの生活状況に応じた講座の受講や活動を通じて、「勤労意欲の向上」や「地域社会への適応」などの能力を引き出し、「日常生活における自立した生活」や「地域社会の一員として充実した生活」を過ごせることを目指しています。

2 支援メニュー（主なもの）

○ いきがいや健康保持、安全な生活に関する支援（名称 生活応援講座）

- ・食習慣、食の重要性を理解するための講座、料理教室
- ・コミュニケーション能力等を高めるための創作活動、カラオケ教室等
- ・金銭管理や節約術を習得するための講座
- ・防災教室

○ 円滑な社会生活に関する支援

- ・個別の面接、相談（名称 知って得する社会資源活用講座）
(生活保護制度及び他方他施策の説明、生活全般について相談、本事業の説明)

○ 規則正しい生活に関する支援

- ・パソコン教室
- ・余暇の過ごし方の習得を目的とした講座（名称 東京散歩）
(都内の博物館等への散歩等)
- ・創作や趣味への関心や自主的な活動を引き出すための居場所（名称 らいふさぽーと広場）
(将棋、書道、映画鑑賞等)

○ 就労意欲形成及び就労に関する支援

- ・しごと体験（ポリッシャーやベットメイキングの実習等）（名称 おしごと体験講座）

3 実施日及び体制等

土日休日及び事務整理等の日を除く毎日、各講座実施時間は、2 時間から 6 時間程度、概ね 10名以下の定員（事前予約制）で実施しています。

1週間の講座等実施スケジュール例

	曜日	月	火	水	木	金
会場 1	午前	知って得する 社会資源講座 又は らいふさ ぽーと広場	生活応援講座	らいふさぽー と広場	東京散歩 又 は おしごと 体験講座	らいふさぼー と広場
	午後					
会場 2	午前	パソコン教室				
	午後	パソコン広場				

4 支援の流れ

募集は、生活保護決定に関する通知へのチラシの同封（年2回）と保護費支払い日に来所する人へのチラシの配布を行っています。ケースワーカーからの勧誘も行いますが、申込みは、生活保護受給者が自ら行うことを基本とし、直接、新宿生活さぽーとセンターに申し込みます。受講希望者は、先ず、「知って得する社会資源活用講座」によるスタッフとの面接・相談を受け、希望する講座や必要となる支援に合った講座の説明を受けます。その後、各種講座を受講していきます。各受講者の支援の結果及び効果については、定期的に福祉事務所へ報告を行うことになります。担当のケースワーカーへ伝えられます。

小中学生とその保護者を対象とした支援（名称 SBS : Shinjuku Brothers and Sisters の略）

1 目的

生活保護受給世帯の子どもたちの毎日の生活に必要な規則正しい生活習慣の確立や学習意欲の形成を目的とし、それぞれの子どもの生活状況に応じた個別の支援を通じて、子どもが家庭や学校での生活を健全に過ごせることを目指しています。また、この支援は、次世代育成の観点からいわゆる「貧困の再生産」を防ぐことを大きな目的しています。規則正しい生活習慣等を身につけることで、高校へ進学するとともに着実に3年間通学し、卒業後は自立につなげていくことを視野に入れた支援と考えています。

2 支援メニュー

- 学習環境の場の提供による支援（学校の宿題、復習、工作、お菓子づくり等）
- 家庭訪問による支援（子ども及び保護者を対象とした面接相談）
- 異年齢者との交流を通じた支援（遠足等）

3 実施日及び体制等

土日休日及び事務整理等の日を除く毎日、夕方の3時間程度、開催しています。

支援対象者を選定し（22年度18名）、週に1回程度の支援を実施しています。

1日あたり3～4名を受け入れており、小学生は、1名のスタッフで1名を担当し、自宅との送迎も行っています。また、中学生は、1名のスタッフで2名を担当します。

スタッフは、教育職員免許、保育士等の資格を有する者です。4名を配置し、内1名は、教職員の勤務経験のある者をアドバイザーとし、学校での生活の問題にも対応できる体制をとっています。

4 支援の流れ

支援対象者が18名と限られているため、ケースワーカーが候補者を選定し、福祉事務所とスタッフが会議を開き、支援者を選定しています。各受講者の支援の結果及び効果については、定期的に福祉事務所へ報告を行うことになっており、担当のケースワーカーへ伝えられます。

支援効果の例

○ 50歳代女性 Aさん

「規則正しい生活に関する支援」の書道活動等を受講

Aさんは、近隣とのトラブルがあるなど、人付き合いがうまくできない面があった。他の講座にも参加していたが、一緒になった利用者とうまくコミュニケーションがとれないなどから継続的に通えなかった。しかし、書道活動については、昔好きだったということもあり、定期的に通うようになり、次第にスタッフや他の利用者と積極的にコミュニケーションをとるようになった。久しく連絡していない親戚や友人に年賀状を出したいと話すようになるなど、社会とのつながりを大切にしようとする意欲を持てるようになった。

○ 60歳代男性 Bさん

「いきがいや健康保持、安全な生活に関する支援」の料理教室等を受講

Bさんは、若い頃は、建設現場で働き、飯場での生活が長かったため、普段の生活では、コンビニ弁当をばかり食べているとのことであった。この料理教室は、高齢で1人暮らし世帯を想定した調理器具や材料での料理を教えていた。Bさんは、最初はおぼつかない手つきで料理を行っていたが、完成した料理を食べ、何度も「美味しい」と言い、今度は家でも挑戦したいと話していた。また、材料の栄養等についての説明を熱心に聞いていた。その後も何度もこの講座に通うようになるなど、食生活を改善しようとする意欲を持てるようになった。

○ 30歳代男性 Cさん

「規則正しい生活に関する支援」のパソコン教室等を受講

Cさんは、精神科に定期的に通院しており、普段の生活では、閉じこもりがちであった。ケースワーカーからの勧めでパソコン教室に参加したが、定期的に通うようになり、序々にあつたがスタッフとも打ち解けて話すようなる。年齢が若いこともありパソコンの操作は着実に上達し、今後はパソコン検定に挑戦したいと話す。また、この講座ではパソコンの自習やインターネットができる時間を設定しているが、それにも定期的に通うようになる。外出する機会が増え、インターネットからの情報も得るようになり、閉じこもりがちな生活が改善された。今後、病状が改善されれば、就労につながることも期待できる。

○ 中学生女子 Dさん

「小中学生とその保護者を対象とした支援（SBS）」を受ける

Dさんは、ケースワーカーからの勧めで中学1年生の秋からSBSに通所することになった。家庭は、Dさんが小学生低学年のときに両親が離婚し、母子家庭となった。小学校の時にクラスのいじめが原因で学校が好きになれず、通所を始めた頃の成績は、ほとんどの科目が一番低い評価であった。通所当初は、最初の1時間はスタッフとのゲーム遊び、残りの1時間を小学校の教材を使った復習を行った。スタッフは、Dさんが朝食をとることや夜早く寝ることなど家庭内の改善も母親に働きかけ、その結果、学校での生活が改善されていった。中学2年生になる頃からSBSに通所しても学習だけをするようになった。2年生の夏休みは、学校の宿題を終わらせるためSBSに週2回通所するなど、学習に対して、明らかに前向きの姿勢が現れ、高校への進

学や将来就きたい職業などをスタッフに話すようになる。中学3年生の時には、SBSとは別に学習塾にも通うようになり、主要科目的成績は、中位に近い評価まで上がり、都立の商業高校（専門部）に進学した。

今後の課題

事業開始から4年が経過しているが、この間に生活保護を取り巻く環境は、一昨年の世界同時不況以降、大きく変化している。特に失業等を理由とした若年層の生活保護受給者が増加傾向にあり、この事業についても勤労意欲形成及び就労に関する支援を充実していく必要がある。事業開始時は、新宿区が支援内容や事業運営等を定めてきたが、今後は、NPO団体の活力がより發揮できるよう契約内容等の見直しが必要な時期にきてていると考えている。

利用者の状況

平成20年度利用者実績

新宿らいふさぽーとプラン

実施回数	利用者数 (延べ)	利用者数 (実人員)
636回	2,983人	163人

利用者の構成

新規申込み 62%	継続利用 38%		
男性 69%	女性 31%		
40歳代以下 18%	50歳代 25%	60歳代 32%	70歳代以上 25%

SBS

実施回数	利用者数 (延べ)	利用者数 (実人員)
244回	453人	11人

新宿区被保護者自立促進事業「新宿らいふさぽーとプラン」

暮らしに役立つ講座 やっています！

新宿区では、生活保護を受けている方に毎日の暮らしに役立つ講座を『新宿生活さぽーとセンター』に委託し、実施しております。必要な物はすべてご用意しますので費用はかかりません。お申込みは隨時受付です！

『新宿生活さぽーとセンター』までご連絡下さい。

平成22年度新宿らいふさぽーとプラン各種講座の紹介

1【知って得する社会資源活用講座】

くらしに役に立つ知識をお教えします。また、当センターの各講座の紹介を行います。

2【生活応援講座】

毎日のくらしに活かせる各種講座です。

- (1)創って語ろうかい
オリジナルの創作活動などを行います。
- (2)暮らしとお金のセミナー
- (3)食のセミナー
健康をテーマに食について学びます。
- (4)食事つくりまSHOW
皆さんと一緒に料理を作ります。
- (5)自己表現教室
楽器を使って「ボイストレーニング」や「カラオケ」などを行います。

- 3【らいふさぽーと広場】 将棋、習字、小料理づくり、散歩、映画鑑賞や工作などを行います。

- 4【防災教室】 災害からどうしたら身を守れるかを防災館に行き、体験します。

- 5【パソコン教室】 パソコンの操作を覚えて、くらしに活かしましょう。

- 6【パソコン広場】 パソコン教室で覚えたことを復習し、実用的に学びます。また、インターネット等を自由に使えます。

- 7【東京散歩】 みんなで「首都・東京」を、都営交通無料乗車券を活用して散歩します。

- 8【おしごと体験講座】 おしごとを体験し、おしごとについて一緒に考えてみましょう。



(申込み) 新宿生活さぽーとセンター

電話 03-5292-3708 (午前9時～午後5時) 土日・祝日休業

(問い合わせ) 新宿区福祉部生活福祉課 電話03-3209-1111

小学生・中学生を支援します ご相談ください！！

新宿生活さぽーとセンター「SBS」は、新宿区の生活保護を受けている世帯の小学生・中学生を対象に生活習慣や学習意欲をつけるための支援を行っています。

お子さんについて気になることがありましたらお気軽にご相談ください。

○勉強の成績が思わしくない。 ○友達とうまく遊べない。

○進学・進路への心配がある。 ○親子関係に悩みがある。

支援の概要

SBS会場にて週1回程度、平日の夕方に実施

小学生については、送迎します。

費用は必要ありません。



支援の内容

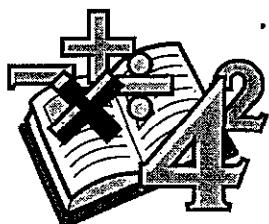
学校の宿題・復習

工作・手芸・絵画

料理・おかしづくり

パソコン・DVD鑑賞

近くの公園での遊び・遠足



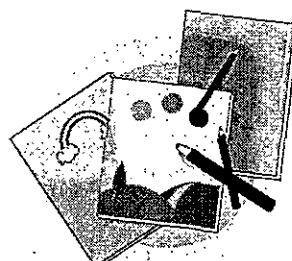
支援の流れ

保護者からの申込み

担当（ケースワーカー）へ

担当ケースワーカーと
SBSスタッフが家庭訪問
保護者の方・お子さんと面接し、
相談を受けます。

SBSへの通所による
支援の開始



Aさん（小5）の支援例

2時30分…迎えに来たスタッフとSBS会場へ

3時…SBS会場に到着

- 学校の宿題、算数ドリル
- 友達とカードゲーム

4時45分…おやつ

5時…スタッフと自宅へ

5時30分…帰宅

(申込み) 担当の地区担当員（ケースワーカー）へお申し出ください。

新宿区福祉部保護担当課 電話 03-3209-1111

(問い合わせ) 新宿生活さぽーとセンターSBS 電話 03-6826-7800

新宿区 地域生活安定促進事業(訪問サポート)

- 平成 19 年 4 月より事業受託。新宿区の独自事業。国のセーフティネット補助金を利用。
- 福祉事務所内に「訪問相談員室」が設置されており、現在、3名（常勤1名、非常勤週2・週3各1名）が配置されている。
- 事業の実施要綱（一部抜粋）

（目的）

第1条 アパート等で生活する生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者のうち、元ホームレスだった者に対して、再び路上に戻ることがないよう、真に地域社会で安定した自立生活を送るための支援を、柔軟性と専門性を持った団体と連携し、ケースワーカーの業務を補完しながら実施することである。

（支援内容）

第2条 家庭訪問や関係機関への同行により、次の支援を行う。

- (1) 日常生活における食事や健康管理、金銭指導、近隣住民との付き合い方等。
- (2) 求職活動や就職に必要な知識、技能を修得するための方法。
- (3) 住居に関すること。
- (4) その他、必要と思われること。

■ 利用者属性（平成20年度…利用者総世帯数 344）

* 世帯主の年齢	50歳未満… 52 (15%)	50～59歳… 85 (25%)	60～64歳… 54 (16%)
	65歳以上… 153 (44%)	(Ave. 61.7 歳、Max. 84 歳)	
* 世帯人数（内、女性を含む世帯）	単身… 328 (22)	複数… 16 (14)	
* 居所	アパート… 308 (90%)	ドヤ・宿泊所… 36 (10%)	
* 平均事業利用期間 10.5 ヶ月（※原則6ヶ月間、延長は可と取り決めしている）			

■ 活動実績（平成20年度1ヶ月あたり平均）

訪問し、面接	訪問したが不在	関係機関同行	来所	電話相談
50.5	20.3	5	14.8	6.8

※ 関係機関 同行先

区役所（住民登録、年金、他法手続き）、東京しごとセンター、わくワーク、チャレンジワーク、銀行、携帯電話ショップ、不動産屋、病院、家庭裁判所、入国管理局 等

■ 支援種別

- * アパート転宅支援
- * アパート生活定着支援（アパート転宅後直後の支援。依頼の7割を占める）
- * アパート生活継続支援

■ 現状と課題

- ・小規模な事業 → ケースワーカー、関係機関への周知、突発的な依頼増への対応が難しい。
- ・ケースワーカーとの業務分担が不明確 → 利用者が混乱する、支援側の情報共有が手間。
- ・訪問相談員の力不足 → 訪問先ではひとりで判断しなくてはならないことが多い。

地域生活安定促進事業 ケースワーカー説明資料

- 地域生活安定促進事業(通称「訪問サポート」)は、新宿区、独自の事業です。
社会福祉法人 特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団に委託して実施しています。
- 訪問サポートの目的は、「元ホームレスだった者に対して、再び路上に戻ることがないよう、真に地域社会で安定した自立生活を送るための支援を、ケースワーカーの業務を補完しながら実施する」ことです。
- 利用期間は原則 6ヶ月間です。延長はできますが、永続的に利用できる事業ではありません。
- 訪問サポートによる訪問は、ケースワーカーが行う家庭訪問の回数にはカウントできません。
ただし、訪問類型を、サポートを利用していることを理由にB→Cのように変えることは可能です。
- ケースワーカーさんから、例えばこんな依頼を受けてサポートをしています。

ドヤにいる人 〈アパート転宅支援〉 ←施設援護係

- * なぜ本人が自分でアパートを見つけられないのかよく分かりません。本人と何回か面接をして何か分かつたら教えてください。
- * 不動産屋は敷居が高いという意識が強く、アパート探しが進まないようです。一度本人と不動産屋に同行し、その後も宿に訪問して進捗状況を確認、相談にのってあげて下さい。

アパートに移ったばかりの人 〈アパート生活定着支援〉 ←施設援護係

- * 本当にアパートでやっていけるのか不安があります。月1回の頻度で3、4回訪問して生活の状況を確認してください。転宅直後で分からないこともあると思うので、本人からの相談にものってあげてください。ついでに調書も見て不備があつたら教えてください。

アパート転宅後、だいぶ経つ人 〈アパート生活継続支援〉 ← 1~4係

- * 借金とアルコールの問題があります。法テラスを紹介、同行して弁護士につながるまでの支援と、月1回の頻度で半年間訪問してその都度、スリップしていないかの確認をお願いします。
- * 課題があるのですが、どんな社会資源につなげたら良いのか分かりません。本人も改善したいという希望はあるようなので、訪問して相談にのりながら、一緒に考えてもらえないですか。

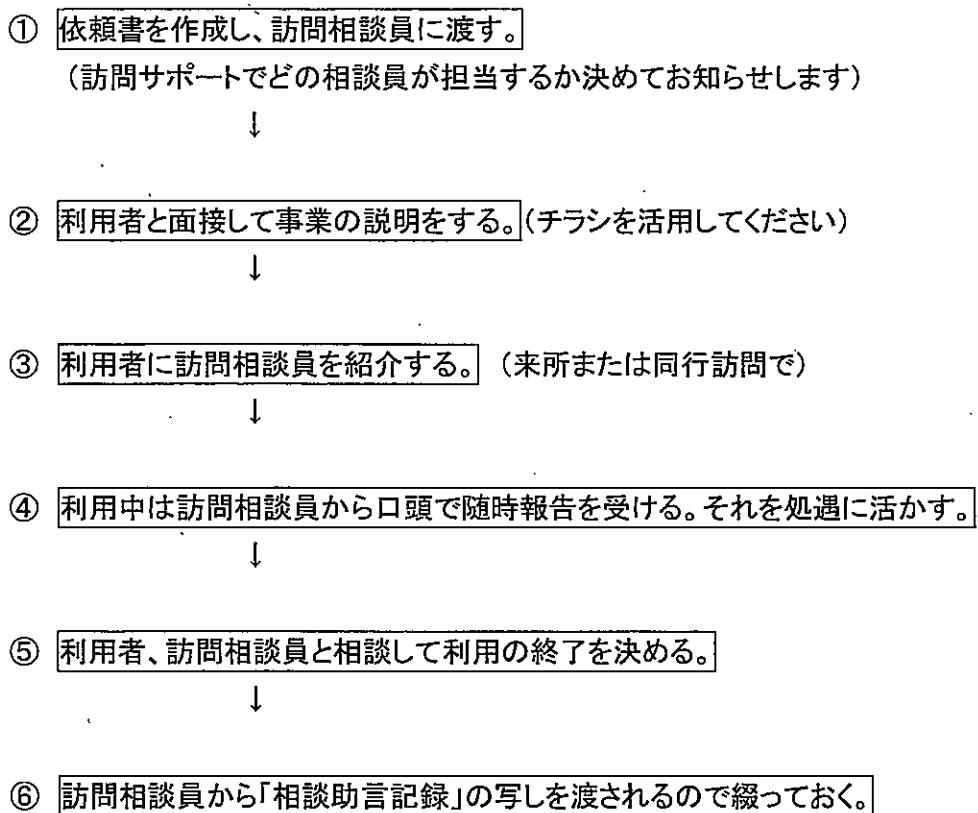
■ こんなケースの依頼はNGです

- ・ 元ホームレスではない。
(女性相談センター利用など、一時期でも安定した居所を失ったことがあれば野宿経験がなくても可)
- ・ 更生施設の通所・訪問事業を利用している。
- ・ 対象者が事業の利用を拒否している。

■ こんな内容の依頼は NG です

- ・ホームヘルパーが行うべきこと (歩行介助を要する通院介助、掃除など)
- ・1回で終わるような単発の依頼 ('明日、アパートの契約だけ一緒に行ってください')
- ・ケースワーカー同席なしでの本人の部屋への立ち入り
- ・救急車への同乗
- ・利用者のお金の預かり、品物の保管
- ・安否確認だけのサービス
- ・依頼内容がはっきりしない ('ただ訪問してお話してきてくださいね')

■ 事業利用の基本的な流れ（ケースワーカーさんにやっていただくこと）



■ 訪問サポートに携わっている職員を「訪問相談員」といい、現在、男性3名が配置されています。2階の「訪問相談員室」にいます。内線は3768です。

泉（週5日勤務） 河野（こうの・週3日・月水金） 蓮沼（週2・火金）

■ 内線で呼んでも相談員室に誰もいない、急用で連絡する必要がある場合、施設援護係に置いてある「訪問相談員行動予定表」を見て、各相談員が持っている携帯電話へ連絡してください。

■ 女性の相談員が良いなど、現在配置されている訪問相談員で対応できない場合には、同じ法人が運営する更生施設から指導員が応援で来て対応します。

ほつもん 訪問サポート

TEL 03-5273-3826

(新宿区役所第二分庁舎2階)

《アパートでの生活をめざす皆さんへ》

たとえば

こんな相談ができます

けんこう
健 康



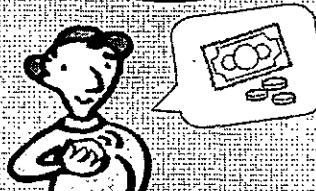
通院、服薬の管理

バランスのとれた食事

衛生状態の改善

1日の生活リズム

かね
お 金



セーフティーネットでの借入

貯金の仕方

生活費のやりくり

キャノンブルでの浪费

せいかつ
生 活



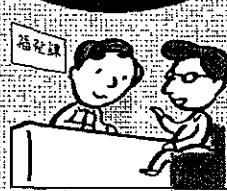
片づけ、掃除の仕方

ゴミの出し方

調理、食事の工夫

家具、生活用品の購入

てつづ
手 続き



利用できる制度の紹介
区役所などへの同行

読めない漢字の手伝い

家賃や光熱費の支払い方法

りょうなが
ご利用の流れ

相談員と

顔合わせ

施設訪問

・面談

問題を

整理・解決

転宅の

許可

アパート探し

・契約

- まず、担当のケースワーカーが訪問相談員を紹介します。
- 施設に面談できる場所がないときは、訪問した後日、福祉事務所でお話をつかがいます。
- アパートで生活するにあたり何か問題がある場合には、訪問相談員と一緒に解決をめざして下さい。
- アパートへ引っ越しした後も、必要であれば引き続き訪問サポートを利用できます。

訪問サポート（地域生活安定促進事業）は、新宿区が（社福）特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団に委託して実施しています。この事業に関する問い合わせは、生活福祉課 施設援護係まで。

訪問サポート

TEL 03-5273-3826

(新宿区役所第二分庁舎2階)

《アパートで暮らしている皆さんへ》

たとえば

こんな相談ができます

健康



通院、服薬の管理

バランスのとれた食事

衛生状態の改善

1日の生活リズム

お金



サブ金での借入

貯金の仕方

生活費のやりくり

キャンプルでの浪费

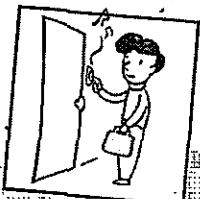
地域で安定した生活が続けられるよう

訪問相談員がご自宅へうかがいます。

皆さんのご希望を聞きながら相談し、

情報の提供や手続きの同行など

必要な支援を行います。



生活



片づけ、掃除の仕方

コミの出し方

調理、食事の工夫

家具、生活用品の購入

手続き



利用できる制度の紹介

区役所などへの同行

読めない漢字の手伝い

家賃や光熱費の支払い方法

他にも、近所の人とのつきあい方や、地域周辺の情報、有意義な時間の過ごし方など

暮らしに関わる様々なことが相談できます。

- あなたとケースワーカー、訪問相談員の三者で話し合い、訪問・支援の内容、頻度、目標を決めます。

- ご自身が抱えている問題について、訪問相談員と一緒に解決をめざして下さい。

- 自分で問題を解決できるようになった、もしくはあなたの力を補ってくれるサービスを利用できるようになった時点で、この訪問サポートは終了します。

- 訪問サポートの利用を終了するかどうかは、担当のケースワーカーが判断します。

訪問サポート（地域生活安定促進事業）は、新宿区が（社福）特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団に委託して実施しています。この事業に関する問い合わせは、生活福祉課 施設援護係まで。

訪問サポート

TEL 03-5273-3826

(新宿区役所第二分庁舎2階)

《アパートでの生活を始めた皆さんへ》

たとえば

こんな相談ができます

健 康



お 金



生 活



手 続き



通院、服薬の管理

バランスのとれた食事

衛生状態の改善

1日の生活リズム

サブ金での借金

貯金の仕方

生活費のやりくり

チャージルートでの浪費

片づけ、掃除の仕方

コミの出し方

調理、食事の工夫

家具、生活用品の購入

利用できる制度の紹介

区役所などへの同行

読めない漢字の手伝い

家賃や光熱費の支払い方法

他にも、近所の人とのつきあい方や、地域周辺の情報、有意義な時間の過ごし方など
暮らしに関わる様々なことが相談できます。

ご利用の流れ

引っ越し

訪問サポートを

利用

地区のケースワーカーに

担当者変更

・訪問相談員は、原則、毎月訪問し、あなたの生活状況を把握して相談に応じます。

・3~4ヶ月後に「ケースワーカーがあなたの住む地区の担当に変わります。

・訪問相談員が新しい担当ケースワーカーを紹介します。

その後も、必要であれば引き続き訪問サポートを利用できます。

訪問サポート（地域生活安定促進事業）は、新宿区が（社福）特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団に委託して実施しています。この事業に関する問い合わせは、生活福祉課 施設援護係まで。

拠点相談所(とまりぎ)

1 目的

体調不良・アルコールや薬物等の依存・借金・失業など様々な問題を抱えるホームレスに対し、定まった場所で継続的な相談と、自立支援や福祉施策に関する情報を、提供することで、ホームレス一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行い、早期に自立を促す。

2 スタッフと予算額

(1) 東京社会福祉士会

主任相談員 1名
相談員 3名
補助相談員 2名
専門相談員 6名
(アルコール・法律・借金・健康・心理・住宅)

(2) 平成22年度予算額

26,022千円(特定財源 12,822千円)

3 業務内容

(1) 相談所で行う相談業務等

① ホームレスとの「面接相談」

- ・継続的な関わりのもと、適切な施設や福祉施策の利用につなげるための相談・助言を行う。
- ・社会保障制度、自立支援システム等、各福祉施策の利用を促す。

② 区民からの「苦情対応」や「電話相談」

- ・苦情対応は、新宿区と相談のうえ適切な対応を行う。

③ 関係機関、関係施設等への「同行」

- ・希望者または必要と判断した者には、社会保険事務所、ハローワーク等での手続きの支援のために同行する。

④ 「積極的な声かけ」

- ・シャワー利用時や食料提供時等に声かけを行い、自立を支援することを伝える。

⑤ 「各種専門員による相談」

- ・法律相談等、専門の相談員を、曜日を決めて相談所に配置して、自立に向けた具体的な相談を行う。

⑥ 「シャワーの提供」

- ・衛生健康面で必要な者には、シャワーの利用を促し、必要な場合には、利用のための補助をする。
- ・必要がある者には、寄付品の衣類 や 購入した下着等を提供する。
- ・シャワー利用時間は、午前9時から午後4時まで。

⑦ 「乾パンの提供」

- ・必要とする者には、新宿区が購入等した乾パンを提供し、あわせて相談等を行っていることを積極的に伝え、相談につなげる。
- ・乾パン提供時間は、午前9時から午前12時まで。

⑧ その他、新宿区や関係機関等との連絡調整、資料等の作成、相談員の打合せ等

(2) 出張して行う業務

出張する場合は、原則として「相談員1名と補助相談員1名の2名」体制で行うこと。

また、その結果について、出張業務報告書(別紙2)により、新宿区に報告すること。

① 状況把握

・出張した場所のホームレス等の状況を把握する。

② 相談対応

・出張した場所に相談が必要な者がいた場合は、相談等話を聞き、相談所に来所するよう促す。

また、その後も継続した対応が必要な場合は、新宿区と協議のうえ対応する。

③ 緊急一時保護センターへの同行

・緊急に入所する必要があるホームレスがいた場合に同行する。

(3) 自立阻害要因の把握・分析と助言(事業実績報告)

相談所や出張時に対応した相談者と、継続的な関わりのもとに判明した個々の具体的な自立を阻害する要因について、その状況を把握して分析し、解決のために行う有効な対応につながる助言を行う。

(4) 委託業務の実施報告

日々拠点相談事業業務日誌(別紙1)により、原則として翌日に新宿区に提出し報告する事。

4 個人情報の保護

業務を履行するうえで知り得た個人の情報を漏らしてはならない。また、面接相談記録等の取り扱いについては、紛失等のないよう注意して保管すること。

(1) 福祉事務所業務日

① 業務開始前に、自立支援係で受け取り、開録すること。

② 業務終了後に、施錠して、自立支援係に返却すること。

(2) 所定のキャビネットで保管し、自宅等への持ち帰りは禁止する。

(3) 複写が必要な場合は、自立支援係に確認のうえ行う。

5 実績

相談種別	平成18年度	平成19年度	平成20年度
生活保護	563	682	503
病気	1,974	3,118	3,065
緊急一時保護センター	740	940	1,136
年金	118	259	208
借金	135	148	125
法律	138	90	74
就労	1,926	2,051	2,631
住宅	252	201	120
その他(古着・シャワー・報告など)	5,312	8,111	7,929
相談者数*	7,906	9,782	9,360

*一人が複数の相談を受けているため、相談者数は縦列の合計数と一致しません。

(別紙1)

拠点相談事業業務日誌

次のとおり、拠点相談事業の業務実施報告をいたします。〔社団法人 東京社会福祉士会〕No._____

業務実施日 平成 年 月 日()		記入者									
相 談 員		補 助 相 談 員									
責任者											
実 績											
(相談) 区 民	人	苦情	その他	電話 件							
(相談) ホームレス	人	生保	病気	緊急一時	年金	借金	法律	就労	住宅	その他	
食 料 の 提 供	人	個									
シャワー 利 用	人										
衣 類 の 提 供	人										
関係機関への同行	人	名 称・同行理由									
出 張											
「別紙2」のとおり											
報 告 事 項											
裏面あり・別紙あり											

上記のとおり、拠点相談事業の業務実施報告を受けた。業務履行を確認する。

平成 年 月 日

課 長	担当係長	主 査		係 員

出張業務報告書

No. _____

出張日 平成 年 月 日() : ~ :		記入者
出張相談員		
1	氏名	
2	性別	
新宿区	年齢	
出張の理由		
1 新宿区からの指示 新宿区の指示により現地に出張した。	2 区民等からの情報提供(苦情対応) 【内容】 上記、区民等から受けた情報を新宿区に報告後、新宿区の指示により現地に出張した。	
内 容		
現地の状況、現地で行った対応、その後の対応(必要な場合)		
裏面あり・別紙あり		

(仮) ホームレスの自立支援ホーム事業

業務委託

(目的)

就労して自立を目指す意欲があり、且つ可能と思われる者について早期に対応し、一定期間で計画的・集中的に支援して、時間と労力を効果的に活用することで、アパートへの就労自立を実現する。

路上生活から確実に自立させ、再び路上に戻らないための支援は、生活サポートによるアパート生活に準ずるような環境の中で生活訓練をし、その人の年齢や能力、職歴といった経験等を踏まえた現実的な就労支援を行い、生活を維持させる力を身に付けて地域のアパートに自立して入居させることが重要である。

福祉事務所は、拠点相談所「とまりぎ」を中心として、「巡回相談事業」、「NPO等ホームレスの自立を支援する団体」が連携して、その生活サポートを行う上での柔軟性と、就労支援のための専門知識と経験を活かしながら、就労自立を集中的に行う事業を業務委託して実施する。

(対象者)

新宿区内で路上生活をしているホームレスで次の者。

- (1) 就労して自立を目指す意欲があり、且つ可能と思われる者
- (2) 就労して収入を得ることになったが、アパート入居のための資金を蓄える必要がある者

※ 自立支援センター等の他施策を利用し、就労自立してアパートに入居したが、再び路上生活に戻ってしまった者でも、この事業は再度自立を支援する。

(事業の内容)

この自立支援ホームに住み、次の支援を行う。

(1) 日常生活訓練

- ・一般的アパート入居後に必要となる具体的な生活状況を模擬的に行いながら、訓練して課題を解決していく支援を行う
- ・金銭管理の訓練

(2) 近隣住民との付き合いに関すること

(3) 健康自己管理のための指導

- ・食事や自己管理の方法を指導

(4) 就職のための支援

- ・できる仕事、やりたい仕事を現実的に理解させ、自己の状況に合わせた支援により就労を実現させる
- ・求職及び就職に必要な知識と、必要に応じて技能を修得するための支援を行う
- ・職場での対人関係に関する相談

(5) アパート探しのための支援

- ・アパート入居時に必要となる費用を蓄えさせる
- ・具体的なアパート探しの支援

(6) その他、地域生活での自立に必要なこと

(事業の期間)

ホーム入居期間 対象者に対する支援は、原則3ヶ月、最大でも6ヶ月間以内とする。
アフターフォロー期間 就労自立してアパート入居後は、原則1年間、様々な相談を受ける。

(事業の規模)

次のとおり

(1) 対象者数	16人～最大20人	各室2人対応：2室による
(2) 相談員	2人	
(3) 予算金額	9,986千円	<u>人件費 4,911千円</u> (相談員 204,600 交通費含×2人×12ヶ月 = 4,910,400-) <u>施設維持費 2,474千円</u> (部屋2室 69,800-×12ヶ月×2室 = 1,675,200-) (敷金礼金 69,800-×4ヶ月×2室 = 558,400-) (光熱水費 10,000-×12ヶ月×2室 = 240,000-) <u>生活援助費 900千円</u> … 食材費相当 (月 15,000-×4人×3ヶ月×4回(16人) = 720,000-) (月 15,000-×4人×3ヶ月×1回(4人) = 180,000-) <u>衛生の確保等 360千円</u> (日常生活消耗品 30,000-×12ヶ月 = 360,000-) <u>事務費 10% 865千円</u> (8,644,000-×10% = 864,400-) <u>消費税 5% 476千円</u> (9,508,400-×5% = 475,420-)

(4) 指導日 原則 月曜日～金曜日(平日)

(5) 指導時間 原則 9:00～18:00

※ ただし、土・日・祝日及び夜間について、対象者へ可能な限り便宜を図ること。

「宿泊所等入所者相談援助事業」(生活サポート)

ホームレス問題に対し専門性を持ったNPO団体と連携し、NPOが運営する宿泊所に入所している認知症の高齢者や精神疾患があり単身生活が困難な元ホームレスのために、生活支援員を配置し生活相談や健康管理の支援を行っています

1. 事業名 宿泊者等入所者相談援助事業 (通称 生活サポート)

NPO団体スープの会に事業委託

特定財源 セーフティネット支援対策事業費 (1/2)

歳出 12,272 千円 (国庫支出金 6,136 千円)

2. 実施場所 NPO団体スープの会「やまぶき舎」(新宿区赤城下町53)

3. 業務内容 宿泊所に生活相談員3名を配置し、生活全般の支援を行っています

又、土・日・夜間に地域や関係機関からの通報のあったホームレスに対する緊急対応も行っています

4. 対象者

- 一般の宿泊所での生活困難な元ホームレスで見守りが必要な人
- 区民や警察等関係機関からの通報により緊急対応が必要な人

5. 実績 21年度 実績

やまぶき舎 8名 あかとき舎 6名 おもかげ舎 3名

関連宿泊所 9名 借り上げアパート 7名 計 33名

土日夜間緊急対応 30件

6. 成果

- 住民登録を行うことにより、他法・他施策の活用が可能
- 生活援助があることで地域生活の継続が可能

7. 課題

- 生活能力の低下により設備面から対応できない場合があります
- 困難性のあるホームレスや援助を必要とする利用対象者は増加傾向にあり、支援施設の確保が必要です